



▶QRコードをご利用ください。▶

浪江町公式フェイスブック・ページ「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。



浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報をお届けします。

※平成28年3月2日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

医療費一部負担金の免除期間が1年間延長されました

医療費一部負担金の免除期間が平成29年2月28日まで延長されました。

新しい免除証明書は、2月下旬に避難先へ郵送しました。3月1日以降に医療機関等を受診される場合は、新しい免除証明書を提示してください。

注1

「国民健康保険の免除証明書」

―オレンジ色のカード型

「後期高齢者医療保険(75歳以上)の免除証明書」

―肌色のA4型

注2 社会保険等にご加入の方は、勤務先またはご加入の保険組合にお問い合わせください。

なお、社会保険等に加入されていて、国民健康保険脱退手続きがお済みでない方は、届出をお願いします。国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できません。

注3

入院時食事療養費の標準負担額および接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しています。

問 健康保険課国保年金係
TEL 0243(62)0179

国民健康保険のお知らせ

保険証の更新は4月1日です

現在使用している保険証の有効期限は3月31日までです。新しい保険証は、3月下旬に簡易書留で本人宛てに郵送します。4月1日からは新しい保険証を使用してください。

なお、保険証は役場に登録されている住所に郵送しますので、避難先を変更された方は「避難住民届」を提出してください。

社会保険等にご加入した場合は届出をお願いします

就職等により社会保険に加入した場合は、国民健康保険脱退手続きが必要です。郵送または浪江町役場二本松事務所、各出張所窓口で手続きしてください。社会保険等に加入した日以降に国民健康保険の保険証を使用した場合、かかった医療費(10割分)を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

▽国民健康保険脱退手続き

役場備え付けの「資格異動届」にご記入いただき、新しい保険証

証のコピーを添付してください(社会保険に加入された方全員分のコピーが必要です)。資格異動届はホームページからもダウンロードできます。国民健康保険の保険証と免除証明書は返却してください。

医療費の適正化にご協力ください

医療費は増加の一途をたどっており、少子高齢化に伴い、ますます医療費は増加していくことが予想されます。誰もが安心して医療を受けられる制度を維持するために、ご理解、ご協力をお願いします。

▽定期健診を受けましょう

日頃から健康管理に努めるとともに、定期的に健診を受けましょう。病気の早期発見により重症化を防ぐことができます。

▽かかりつけ医を持ちましょう

紹介状なしに大病院を受診すると、初診時に「選定療養費」の支払いが必要になります。これは免除の対象にはなりませんので、自己負担となります。まずはかかりつけ医を受診しましょう。

▽重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかることは、医療費が増加するばかりでなく、薬の重複によ

り体に悪影響を与える恐れがあります。

▽ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同じ効果がありますが、価格が安く設定されていますので、積極的に活用しましょう。

問 健康保険課国保年金係
TEL 0243(62)0179

保健福祉事務所の保健師が訪問しています

町は、平成27年度の総合健診を受診された方のうち、メタボリックシンドロームのリスクがある人を対象に、福島県に依頼して特定保健指導を実施しています。対象の方のお宅に県内の各保健福祉事務所の保健師が訪問することがありますので、ご不明な点がありましたら健康保険課健康係へお問い合わせください。

問 健康保険課健康係
TEL 0243(62)0168

不審電話にご注意ください

東京電力の社員を名乗る者から「浪江町から委託を受けて、自宅の片付けの手伝いをしている。避難先や家族について教えてほしい」という内容を電話で問い合わせる事例が発生しています。

片付けの依頼をしていないのに東京電力が電話連絡をしたり、個人情報聞き取りするようなことはありませんので、このような電話がかかってきても、絶対に対応しないよう十分ご注意ください。

【問い合わせ先】
浪江町 TEL 0243(62)0123(代表)

介護サービスの利用者負担の減免が1年間延長されました

東日本大震災により被災した介護保険被保険者に実施されている、介護サービスの利用者負担の減免措置が平成29年2月28日まで延長されることになりました。浪江町の被保険者の方は、引き続き免除証明書の提示は不要です。

問 介護福祉課介護係
TEL 0243(62)0172

平成27年度下半期の保育料を助成します

町は、避難先の保育所等にお子さんを入所させている保護者の経済的負担の軽減を目的として、上半期に引き続き保育料を助成します。

▽助成内容

平成27年度下半期分の保育料(平成27年10月分～平成28年3月分)を支払っている場合の基本月額保育料を助成します。

▽対象者

浪江町に住民登録のある児童が避難先の保育所等で常時保育を受けており、その保育料を支払っている保護者

▽対象施設

認可保育所、認可外保育施設、認定こども園の保育所または保育所機能施設

▽対象となる保育料

保護者が納付した基本月額保育料(延長保育料、一時保育料、食費等を除く)

▽提出書類

●東日本大震災に伴う保育料助成申請書

●保育料の領収書(原本)

●振込先通帳のコピー

●通園証明書(上半期申請時から転所した場合)

●支給認定証のコピー(避難先市町村から保育認定を受けている児童で、上半期申請時と認定区分が変わった場合)

※申請書類一式は、3月中旬に助成対象と思われる方(平成27年度上半期に申請された方・新しくご連絡いただいた方)へ郵送します。

※助成の対象と思われる方で3月25日(金)を過ぎても申請書類がお手元に届いていない方は、お手数ですが担当までお問い合わせください。随時申請書類を郵送します。

▽提出期限

4月28日(木)

問 教育委員会事務局子育て支援係
TEL 0243(62)0170

義援金の振込みを行います

広報なみえ3月号に掲載した第2次義援金追加6回目の振込日が決まりましたので、お知らせします。前回(第2次義援金追加5回目)振り込んだ口座、または3月11日までに変更・分割の申し出があった口座に振込みます。

▽振込時期

3月24日より、順次振込みを予定しています。

※振込み通知等の送付は行いません。受取口座の通帳確認をお願いします。

問 介護福祉課福祉係
TEL 0243(62)4737

避難先を移動された方はご連絡ください

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先が分からないと、町からの情報(広報誌、各種通知、お知らせ等)が届かなくなりますのでご注意ください。

◆避難住民届に関する問い合わせ◆
問 総合案内 TEL 0243(62)0123